

鋼材の船積み前検査 – 鋼材完成品に対してのみ推奨

こちらは、英文記事「[Pre-load steel surveys – recommended only for finished steel products](#)」

(2021年11月11日付)の和訳です。

メンバーの皆様の便益のために、Gard は鋼材の船積み前検査 (PLSS) の (傭船者の負担金控除後の) 費用をてん補します。てん補対象となる積荷は鋼材完成品に限定されます。今回の記事では、PLSS の推奨対象となる積荷の種類についてまとめます。

一般的な [ガイドライン](#)として、Gard は鋼材完成品に対する船主加入船の PLSS 費用を負担します。したがって、通常、以下の製品について船積み前検査を実施することが推奨されます。



- コイル状または束状の熱延鋼板
- コイル状、梱包済みまたは束状の冷延鋼板
- 亜鉛メッキ鋼
- ステンレス鋼
- ブリキ板
- 線材
- 鋼管
- 建材 (鉄筋、溝型管、山形鋼、H型鋼、棒鋼、帯鋼、形鋼、鍛鋼品)。

ただし、以下のような低価値品と半製品は、使用前にさらに加工する必要があるため、通常、船積み前検査は必要ありません。

- ビレット
- ブルーム
- スラブ
- 鋼くず
- 鋼切りくず
- 銑鉄

船積み前検査が推奨される積荷と推奨されない積荷の代表例。



なお、Gard では推奨していないものの、メンバーが上記の低価値品や半製品に対する PLSS の実施を希望される場合、Gard による検査の手配のお手伝いは可能ですが、検査費用はメンバーの自己負担となります。

なお、鋼材完成品の PLSS を実施しなかった場合に発生した損害がてん補対象外になるわけではありません。しかし、積荷の品目、数量、状態に関する船荷証券、海上運送状またはその他の運送契約を証明する書面上の記載に誤りがあることを船長またはメンバーが知っていた場合、てん補対象外になる可能性があります。積荷の荷受人は、船荷証券の記載に依拠する権利を持ち、船荷証券に記載された積荷の状態の記載に基づき、積荷の損害や数量不足分につきクレームを提起する場合があります。

最後に、船主が定期傭船者と PLSS 費用を折半することに合意することが理にかなっている場合があります。一般的に Gard はこれを問題としていません。また、船主と傭船者の間に健全かつ継続的な取引関係がある場合には、コストの観点からも優れた解決策になると考えられます。一方で、船主は、航海傭船者とは PLSS 費用を分担することに同意しないようにすることが強く推奨されます。これは、航海傭船者は荷送人と非常に密接な取引関係があることが多く、その結果、メイツ・レシートのリマークや船荷証券の条項をめぐる紛争が容易に起こり得ることが明らかのためです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。